

平成31年(ワ)第7175号 損害賠償請求事件 外3件

被告 学校法人東京医科大学

第4準備書面

5

2020(令和2)年8月14日

東京地方裁判所 民事第25部甲B係 御中

原告ら代理人弁護士 櫻町直樹



10

ほか

第1前提

15

1 特定非営利活動法人消費者機構日本(以下「消費者機構日本」という。)が、被告に対して提起していた共通義務確認請求事件(東京地方裁判所平成30年(ワ)第38776号。以下「別件義務確認事件」という。)について、令和2(2020)年3月6日、判決(甲35。以下「別件義務確認事件判決」という。)が言い渡された(双方控訴せず、確定。)

20

2 別件義務確認事件は、平成29年度及び平成30年度における東京医科大学医学部医学科の一般入学試験及びセンター試験利用入学試験(以下「対象入学試験」という。)に関し、出願者への事前説明がないまま、女性、浪人生及び高校学校等コード51000以上の者を不利に扱う得点調整が行われたことにつき、被告が(出願者に対し)入学検定料、受験票送料、送金手数料、出願書類郵送料、交通費等に相当する額の金銭支払義務(不法行為責任または債務不履行責任に基づく)を負うか否かが問題となった事案である。

25

3 裁判所は、対象入学試験に出願した受験生のうち、二次試験合格者をの

ぞく受験生¹について、入学検定料、受験票送料、送金手数料、出願書類郵送料に相当する額の金銭支払義務があると判断した。

- 4 別件義務確認事件と本件訴訟とは、属性に基づく得点調整の違法性、被告に対して請求権を有する受験生の範囲等、共通する争点があるところ、以下、別件義務確認事件判決の判示を引用しつつ、原告らの主張を行う。

第2 得点調整について

- 1 別件義務確認事件判決は、得点調整の違法性に関して、まず、「憲法14条1項は、性別、社会的身分により差別することを禁じており、学校教育法の定める設置基準である大学設置基準2条の2（前記1(1)ウ）は、公正かつ妥当な方法により入学者を選抜する旨を定め、本件実施要項においては、公正かつ妥当な方法による入学者の選抜を行うに当たり、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮するものとされて」おり、「教育基本法6条1項が、法律に定める学校（本件大学のような大学法人が設置する私立大学も含まれる。）は公の性質を有する旨を定めていることからすると、私立大学

¹ 別件義務確認事件判決において入学検定料等の支払請求権を有するとされた受験生、すなわち「別紙対象消費者目録記載1の対象消費者」は、以下のとおりである。「1 下記(1)のいずれかの入学試験に出願し、入学検定料及び受験票送料を支払った下記(2)のいずれかに該当する消費者であって、(1)ア及びイについては平成29年4月30日までに、(1)ウ及びエについては平成30年4月30日までに、二次試験の合格の判定を受けなかった者

- (1) ア 平成29年度の医学部医学科の一般入学試験
イ 平成29年度の医学部医学科のセンター試験利用入学試験
ウ 平成30年度の医学部医学科の一般入学試験
エ 平成30年度の医学部医学科のセンター試験利用入学試験
(2) (1)ア及びイの入学試験について
ア 女性
イ 浪人生
ウ 高等学校等コードが51000以上
(1)ウ及びエの入学試験について
ア 女性
イ 3浪以上の浪人生
ウ 高等学校等コードが51000以上」

であっても公の性質を有するものと考えるのが相当であり、個別に設置目的を有する私立大学の特性に鑑みてやむを得ない場合は別として、入学者の選抜に関しても、憲法やそれを受けた公法上の諸規定の趣旨を尊重する義務を負うと解すべき」とした。

- 5 2 その上で、性別等に基づく得点調整につき、「本件対象消費者を性別、年齢、社会的身分といった属性により一律に不利益に扱うものであるところ、被告は、本件得点調整が合理的な根拠に基づく差別的取扱いであることについて具体的な主張立証をしていない。本件得点調整は、憲法14条1項や大学設置基準2の2の趣旨等に反するものであって、
- 10 本件対象消費者との関係で違法である疑いが極めて強いものというべきである。」と認定・判断した（甲35〔30頁〕）。
- 3 なお、別件義務確認事件判決は、「合理的な根拠に基づく差別的取扱い」である場合には、得点調整が正当化され得る余地があると言っているようにも読めるが、本件訴訟において問題となっている「性別」（女性
- 15 である）という属性は、「本人の意思ではコントロールできない」ものであって、性別を理由として一律に不利益取扱いを行うことに何ら合理的な根拠はない。
- 4 すなわち、被告は、別件義務確認事件において具体的な主張立証を「しなかった」のではなく、「できなかった」と考えるのが妥当である。
- 20 5 ところで、別件義務確認事件判決は、得点調整につき「違法である疑いが極めて強い」という表現を用いており、「違法である」と断定していない。
- 6 これは、被告が「合理的な根拠に基づく差別的取扱いであることについて具体的な主張立証をしていない」ことから、裁判所としては違法であると断定することに躊躇し、若干の「含み」を持たせたに過ぎないので
- 25 あって、「性別に基づく一律の不利益取扱い」に関して何ら合理的根拠

はないのであるから、本件訴訟で問題となっている本件属性調整については、端的に「違法」と評価されるべきである。

7 付言すれば、別件義務確認判決は、(被告は)「憲法やそれを受けた公法上の諸規定の趣旨を尊重する義務を負うと解すべき」と判示している
5 ところ、当該義務(の遵守)によって保護される権利ないし利益の主体は、出願者・受験生(※)なのであるから、得点調整は単に「公法上の義務違反」ととどまるものではなく、出願者・受験生との関係において「違法」というべきである(※後述のとおり、別件義務確認判決は「性別、年齢、社会的身分等によって一律に不利益に扱われることはないとの期待を有しており、同期待は単なる事実上の期待にとどまらず、前記
10 アで述べた出願者と大学との間の法律関係の前提となり、法的保護に値する」と認定・判断している。)

第3 「募集行為」の違法性について

1 原告らは、被告が「女子受験生を一律に不利益に取り扱う」ことを予め
15 決定し、かつ、これを秘して受験生を募ったことについて、真実を知っていたならば東京医科大学の受験を避けていたはずであるから、原告らの大学選択に関する自己決定権を侵害し、他大学を受験する機会を喪失させるものであり、違法であると主張している²。
2 この点につき、別件義務確認事件判決においても、「出願者において本
20 件試験を受験し、被告においてその結果を審査・採点の上合否判定を行うことを内容とする契約」にかかる法律関係は、「大学側(被告)による募集と、出願者による出願により形成されるものであるところ、被告

² 原告第1準備書面(12頁以下)「原告らは、被告の差別的意図や属性調整の存在を知っていたならば本来受けるはずのなかった被告の入学者選抜試験を受験させられたことで、大学選択に関する自己決定権(憲法第13条)を侵害されただけでなく、限られた時間と資源を、被告を受験するために費やすこととなり、他大学の入学者選抜試験を受験する機会を喪失させられた(最判平成21年12月10日民集63巻10号2463頁、大阪高裁平成16年10月14日判時1890号54頁参照)。」

は、前記(2)のとおり、合否判定に際して、憲法上の平等原則を尊重するとともに、公正かつ妥当な方法により入学者の選抜を行い、学生の受入れに際して多様性に配慮すべき責務を負って」おり、「被告は、前記アの募集に際して、本件対象消費者に対し、学生募集要項やアドミッション・ポリシー等により、その属性を入学試験の評価において考慮する旨を告知すべき信義則上の義務を負うものと解するのが相当であり、被告において上記告知を行わず、密かに本件得点調整を行っていたことは、本件対象者との関係で違法との評価を免れない。」と判示している(甲35〔31～32頁〕。下線は強調のため代理人が付した。)

3 つまり、被告が、違法な本件属性調整を実施する予定でありながら、それを秘して、あたかも「公正かつ妥当な方法」によって入学者選抜を実施するかのよう装って受験生を募集したことは、受験生に対して負う信義則上の告知義務に違反する、違法な行為であると判断されたのである。

4 以上の判示に照らせば、被告が、「女子の合格者数を抑制する」という差別的目標を達成するために、(判明している限りで少なくとも)平成18年度の入学試験以降、長年に渡って組織的・継続的に、本件属性調整の存在を秘して受験生を募集してきた被告の行為は、積極的な故意行為(欺罔行為)なのであって、強く非難されるべき違法行為である。

第4 被侵害利益について

1 「公正・公平な選抜がなされること」への期待が侵害されたこと

(1) 原告らのような受験生は、自らの志向、興味、就きたい職業等さまざまな要素を考慮して、受験校を選択し、受験に臨むものであるが、当然、「公正・公平な選抜によって合格者が決定される」と考えている。

(2) しかるに被告は、「女性であること」を理由として一律に不利益な取扱いを前提とする入学試験を、しかも、そのような取扱いを秘して、あ

たかも公正・公平な選抜をしているかのように装って、受験者を募集していたのであるから、原告らの「公正・公平な選抜がなされること」への期待を侵害したというべきである。

(3) こうした期待が法的保護に値することについて、別件義務確認事件
5 判決は「出願者にとって、大学受験における合否判定が、その後の人生
の岐路となり得る重大な事項であることはいうまでもなく、出願者は、
被告が前記イのとおり、平等原則を尊重し、多様性に配慮した上で公正
かつ妥当な方法による選抜を行うことを前提として、選抜に要する大
10 学側の費用等（入学検定料）を負担した上で、個別の大学への出願を行
うものと解される。以上の事情を考慮すれば、出願者は、試験が公正か
つ妥当な方法で行われることの期待、すなわち、事前に学生募集要項や
アドミッション・ポリシー等で説明されていない以上は、性別、年齢、
社会的身分等によって一律に不利益に扱われることはないとの期待を
15 有しており、同期待は単なる事実上の期待にとどまらず、前記アで述べ
た出願者と大学との間の法律関係の前提となり、法的保護に値するも
のと評価できる。」と判示している（甲35〔31頁〕）。

2 受験校選択の機会を喪失したこと

(1) 被告は、「本学の受験科目は他の私立医科大学(私立大学医学部)と同
20 様であり、本学受験に向けて他大学と異なる特別な準備が必要とされ
るものではない。また、医学部入試では複数校受験(併願受験)が一般的
であるところ、私立医科大学(私立大学医学部)への進学を希望する受験
生は、他の私立医科大学(私立大学医学部)を含めた「医学部受験に向け
た準備」をするために同様の入試対策を行うのであって、医学部を志願
25 する以上、その準備が無駄になるものではない、と主張する（被告第
6準備書面〔3～4頁〕）。

(2) しかしながらそもそも、原告らが問題としているのは、被告が本件

属性調整の存在を秘匿して受験者を募集したことによって、受験校を選択する機会そのものが不当に奪われたことであり、仮に「準備が無駄にならなかった」としても、「受験校を選択する機会の喪失」が治癒されるものではない。

5 (3) これは、二次試験合格者であっても同様であり、受験校選択時において生じた「選択の機会喪失」は、合格によって治癒される性質のものではない。

10 (4) 繰返しになるが、本件属性調整について事前に明らかになっていれば、「女性であること」を理由として一律に得点を減点するという差別的な取扱いをする医学部を、受験生があえて選択する合理的な理由は見出し難い。

15 (5) 別件義務確認判決においても、「大学受験において、受験の機会は年度ごとに限定され、当該年度における合否は、出願者にとって、大学への進学時期にとどまらず、大学卒業後の将来設計全般に影響を及ぼす事項である。さらに、医学部については、証拠（甲8）によれば、入学定員に比して志願者が急増し、競争が激化する状況が継続しているものと認められる。」とした上で、「本件大学の受験日程（一次試験又は二次試験）は、平成29年度及び平成30年度のいずれにおいても、他の私立大学数校との間で重複しており、本件大学の受験を選択した場合、
20 後者の少なくとも一部の受験が不可能となるものと認められ（甲7の1, 2）、本件対象消費者の大部分は、属性による採点調整の存在が事前に判明していれば、併願先の選択から、本件大学を除外するものと推認するのが相当である。」と認定・判断されている（甲35〔34頁〕。
25 なお、平成23（2011）年度以降における私立大学医学部入試日程は甲36の1ないし36の8のとおりである。）。

3 人格権の侵害について

(1) 繰返しになるが、重要な点であるので厭わず主張すると、属性調整は、「女子受験生の合格者を抑制する」というそれ自体差別的かつ不当な目的を達成するために実施されてきたものである。

5 (2) そして、手段としての属性調整も「女子受験生の（二次試験小論文の得点を）一律に減点する」という態様であって、これは、「性別」という自己のコントロールが及ばない属性に基づくものであり、「性別による差別」にほかならない。

10 (3) このような属性調整を含む被告の入学試験は、入学者選抜の公平性・公正性を所与の前提として期待・信頼し、東京医科大学を受験した女子受験生を「全人格的に否定」するものであり、人格権を違法に侵害するものと評価されなければならない。

15 (4) 念の為付言すると、別件共通義務確認事件においては慰謝料支払義務について対象になっていないが、これは、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律が慰謝料を「共通義務確認の訴え」の対象外としているからである（法3条2項6号）。

第5 損害について

1 別件義務確認判決においては、入学検定料等につき「前記1(2)で認定したところによれば、本件受験費用（入学検定料、受験票送料、送金手数料及び出願書類郵送料）については、いずれも本件試験に出願するために必要不可欠な費用と認められるから、説明義務違反と相当因果関係を有する損害であるといえる。」と認定・判断された（甲35〔36頁〕）。

20 2 この点について、被告は「本件対象消費者についても、本件試験の実施並びに合否の判定を受け、さらにその後に本件得点調整がされなかった場合の合否の判定を受けたから、入学検定料等の対価としてのサービスを受けているものであって、受験に要した費用が損害となること

25

はない旨や、平成30年4月以降に追加合格の判定がされた本件対象消費者や、逆に、再度の判定により合否の結論が変わらない者について、損害が発生しない」と主張していたが、裁判所は、「属性の考慮に係る説明の欠如につき説明義務違反（違法性）が認められ、さらに個々の本件対象消費者につき本件因果関係が存在することを前提とすると、入学検定料等の支出の時点で本件対象消費者に損害が発生したものというほかなく一方で、本件得点調整を伴う被告による役務の提供により、当該損害が填補されるものともいえない。」、「本件対象消費者の合否について再度判定が行われ、その結果、一部につき追加合格の判定がされたとしても、入学検定料等に係る本件対象消費者の損害が填補されるものとはいえない。」として排斥している（甲35〔36～37頁〕。下線は強調のため代理人が付した。）。

3 ここで、別件義務確認判決における「本件対象消費者」とは、「平成29年度及び平成30年度の本件大学の医学部医学科の一般入学試験及びセンター試験利用入学試験（略）において、出願者への事前の説明なく、出願者の属性（女性、浪人生及び高校学校等コード51000以上の者）を不利に扱う得点調整（略）が行われたことについて、不法行為又は債務不履行に該当すると主張して、上記属性を有する出願者のうち、受験年の4月30日までに合格の判定を受けなかった者」（甲35〔4頁〕）である。

4 この定義によれば、「受験年の4月30日までに合格の判定を受けた者」すなわち、二次試験合格者については本件対象消費者に含まれていないということになる。

5 しかしながら、上述のとおり、別件義務確認判決は「入学検定料等の支出の時点で」損害が発生した旨判示しており、かつ、被告が主張した「入学検定料等の対価としてのサービス（本件試験の実施・合否判定・本件

得点調整がされなかった場合の合否判定)を受けていること」は、損害の発生を否定する理由にならないとして排斥している。

6 そしてもちろん、被告の「説明義務違反」は二次試験合格者との関係において成立すること、入学検定料等が本件試験に出願するために必要不可欠な費用であることに変わりはない。

7 そうであれば、二次試験合格者も、被告の不法行為によって、入学検定料等の受験に要した費用に相当する損害を受けたというべきである。

8 したがって、被告は、原告らの受験結果がどうであったかによらず、入学検定料等受験に要した費用を損害として賠償すべき義務を負うというべきである。

以上

証拠方法 証拠説明書（甲31ないし36の8）記載のとおり。

附属書類 甲各号証